

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規 則

○児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則 一九七

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 一九七

訓 令

○特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規定の一部を改正する訓令 一九九

○福島県公印規程の一部を改正する訓令 一九九

告 示

○公印を新調し、又は改刻しその使用を開始する件 二〇〇

○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 二〇二

○基準点測量の成果の写の保管等に関する規定の一部を改正する規定 二〇三

○森林病虫害等防除法による駆除命令に係る事項を定めた件 二〇三

○保安林の指定をする予定である旨通知があった件 二〇四

○道路の区域を変更する件八件 二〇四

○道路の供用を開始する件五件 二〇七

○道路の区域を変更した旨届出があった件 二〇八

○過疎地域自立促進特別措置法により町道の工事を完了した件 二〇八

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 二〇九

○土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した件 二一〇

○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件七件 二一四

○出納長をしてその事務の一部を出納員に委任させる件の一部を改正する件 二一五

○出納員をして当該出納員が出納長から委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させる件の一部を改正する件 二一五

○指定居宅サービス事業者を指定した件 二一六

○指定居宅介護支援事業者を指定した件 二一六

○指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件 二一六

○指定居宅介護支援事業を廃止した旨届出があった件 二一六

公 告

○指定居宅サービス事業者を指定した件 二一六

○指定居宅介護支援事業者を指定した件 二一六

○指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件 二一六

○指定居宅介護支援事業を廃止した旨届出があった件 二一六

○旨届出があった件 二一七

○指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 二一七

○指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 二一七

○指定介護予防サービス事業者を指定した件 二一七

○指定介護予防サービス事業を廃止した旨届出があった件 二一八

○指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 二一八

○平成二十年年度福島県献血推進計画 二一八

規 則

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第二十五号

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則(昭和三十年福島県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十一条の九の規定」を「第二十条の規定」に改め、「法第二十一条の九の六の事業の実施に要した費用」を削り、「第二十二条本文、法第二十三条本文」を「第二十二条第一項、法第二十三条第一項」に、同条第二項中「第二十一条の九の六」を「第二十一条の五」に改め、同条第三項中「第五十六条第八項」を「第五十六条第七項」に改める。

第三条第一項中「法第二十一条の九」を「法第二十条」に改め、「及び法第二十一条の九の六の事業の実施に係る費用」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(自立支援領域子育て支援グループ)

○土地改良法により換地処分をした旨届出があった件四件 二一九

○建築士法の規定により建築士事務所の開鎖を命じた件 二二〇

○福島県企業局 二二〇

○福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程を廃止する規程 二二〇

正 誤 二二〇

○平成十五年三月二十八日付け定例第千四百五十一号中 二二〇

福島県規則第二十六号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社東邦銀行本店（営業部）福島市役所出張所の項中「株式会社東邦銀行本店（営業部）福島市役所出張所」を「株式会社東邦銀行福島市役所支店」に改め、同表株式会社東邦銀行本店（営業部）福島医大病院出張所の項中「株式会社東邦銀行本店（営業部）福島医大病院出張所」を「株式会社東邦銀行福島医大病院支店」に改め、同表株式会社東邦銀行郡山支店郡山市役所出張所の項中「株式会社東邦銀行郡山支店郡山市役所出張所」を「株式会社東邦銀行郡山支店郡山市役所支店」に改め、同表株式会社東邦銀行郡山支店郡山総合卸市場出張所の項中「株式会社東邦銀行郡山支店郡山総合卸市場出張所」を「株式会社東邦銀行郡山支店郡山総合卸市場支店」に改め、同表株式会社東邦銀行会津支店会津若松市役所出張所の項中「株式会社東邦銀行会津支店会津若松市役所出張所」を「株式会社東邦銀行会津支店会津若松市役所支店」に改め、同表株式会社東邦銀行会津支店会津アピオ出張所の項中「株式会社東邦銀行会津支店会津アピオ出張所」を「株式会社東邦銀行会津アピオ支店」に改め、同表株式会社東邦銀行会津一之町支店竹田綜合病院出張所の項中「株式会社東邦銀行会津一之町支店竹田綜合病院出張所」を「株式会社東邦銀行竹田綜合病院支店」に改め、同表株式会社東邦銀行白河支店白河市役所出張所の項中「株式会社東邦銀行白河支店白河市役所出張所」を「株式会社東邦銀行白河市役所支店」に改め、同表株式会社東邦銀行平支店いわき市役所出張所の項中「株式会社東邦銀行平支店いわき市役所出張所」を「株式会社東邦銀行いわき市役所支店」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（出納局公金管理グループ）

訓 令

福島県訓令第二号

本 庁 機 関
出 先 機 関

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程（平成十年福島県訓令第二十四号）の一部を改正する訓令を次のように定める。

第二条第一号中「生活環境部環境共生領域自然保護グループの参事」を「生活環境部環境共生総室自然保護課の課長」に、「同グループ」を「同課」に改め、同条第二号中「県民生活グループ課長」を「県民生活課長」に、「県民環境グループ課長」を「県民環境部環境グループ」に、「県民環境部環境グループ」を「県民環境部環境課」に、「県民環境部環境課」に、「地方振興局県民環境課」を「地方振興局県民生活グループ」を「県民部県民生活課」に改める。

第三条第一号中「生活環境部環境保全領域一般廃棄物対策グループ及び産業廃棄物対策グループの参事」を「生活環境部環境保全総室一般廃棄物課及び産業廃棄物対策課の課長」に、「並びに同領域一般廃棄物対策グループ又は産業廃棄物対策グループ」を「、同課不法投棄対策室の室長の職にある者並びに同総室一般廃棄物課又は産業廃棄物課」に改め、同条第二号中「地方振興局県民環境部環境グループ」を「地方振興局県民環境部環境課」に、「同部県民環境グループ」を「同部県民環境課」に、「県民部県民生活グループ」を「県民部県民生活課」に改める。

第四条第一号中「保健福祉部健康衛生領域医療看護グループの参事」を「保健福祉部健康衛生総室医療看護課の課長」に、「同グループ」を「同課」に改める。

第五条中「第七十七条第二項」を「第七十六条の三第二項」に改め、同条第一号中「保健福祉部健康衛生領域業務グループ」を「保健福祉部健康衛生総室業務課」に改め、同条第二号中「農林水産部生産流通領域衛生飼料グループ」を「農林水産部生産流通総室畜産課」に改める。

第六条中「保健福祉部健康衛生領域業務グループ」を「保健福祉部健康衛生総室業務課」に改める。

第七条中「保健福祉部健康衛生領域健康増進グループ」を「保健福祉部健康衛生総室健康増進課」に改める。

第九条から第十一条の二までの規定中「保健福祉部健康衛生領域食品安全グループ」を「保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課」に改める。

第十二条中「農林水産部農林総務領域農地利用調整グループ又は農林事務所農業振興部農政グループ」を「農林水産部農林水産総室農林総務課農地調整室又は農林事務所企画部指導調整課（南会津農林事務所及びいわき農林事務所にあつては、企画部地域農林企画課）」に、「第十七条第一項」を「第四条第一項」に改める。

第十三条中「農林事務所農業普及部」の下に「（農業振興課を除く。）」を加える。

第十四条第一項中「農林水産部生産流通領域畜産振興グループ若しくは衛生飼料グループ」を「農林水産部生産流通総室畜産課」に改める。

第十五条第一号中「農林水産部生産流通領域畜産振興グループ又は衛生飼料グループ」を「農林水産部生産流通総室畜産課」に改め、同条第三号中「肉畜グループ科長」を「肉畜課科長」に改める。

第十七条中「農林水産部森林林業領域担い手緑化グループ、森林整備グループ若しくは県産材特産グループ又は農林事務所森林林業部林業グループ」を「農林水産部森林林業総室森林整備課若しくは林業振興課又は農林事務所森林林業部林業課」に改める。

第十八条中「農林事務所森林林業部林業グループ」を「農林事務所森林林業部林業課」に改める。

に改める。
 第十九条中「農林水産部生産流通領域水産グループ」を「農林水産部生産流通総室水産課」に改める。
 第二十一条第一項中「土木部建築領域建築指導グループ」を「土木部建築総室建築指導課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定（「第十七条第一項」を「第七十六条の三第一項」に改める部分に限る。）及び第十二条の改正規定（「第十七条第一項」を「第四条第一項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（人事領域人事グループ）

福島県訓令第3号

本庁機関
出先機関

福島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県公印規程の一部を改正する訓令

福島県公印規程（昭和三十一年福島県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「総務部文書管財領域文書法務グループ参事」を「総務部文書管財総室文書法務課長」に、「総務部人事領域人事グループ参事」を「総務部人事総室人事課長」に、「福島県出納局印」を「福島県出納局総務管理グループ参事」を「福島県

局印」に、「福島県出納局印」を「福島県出納局総務課長」に、「福島県総室印」に、「福島県領域印」を「福島県領域印」に改め、同項第二号中「総務部文書管財領域文書法務グループ参事」を「総務部文書管財総室文書法務課長」に、「総務部人事領域人事グループ参事」を「総務部人事総室人事課長」に、「保健福祉部生活福祉領域地域福祉グループ参事」を「保健福祉部生活福祉総室社会福祉課長」に、「生活環境部県民安全領域消防保安グループ参事」を「生活環境部県民安全総室消防保安課長」に、「福島県理事印」を「福島県理事印」に、「福島県局長印」を「福島県局長印」に、「出納局総務管理グループ参事」を「出納局出納総務課長」に、「福島県参事印」を「福島県参事印」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「文書法務グループ参事」を「総務部文書管財総室文書法務課長（以下「文書法務課長」という。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2の2 同 同
 出納局印 3 同 出納局出納総務課長
 「福島県領域印」に、「福島県領域印」を「福島県領域印」に改め、同項第二号中「総務部文書管財領域文書法務グループ参事」を「総務部文書管財総室文書法務課長」に、「総務部人事領域人事グループ参事」を「総務部人事総室人事課長」に、「保健福祉部生活福祉領域地域福祉グループ参事」を「保健福祉部生活福祉総室社会福祉課長」に、「生活環境部県民安全領域消防保安グループ参事」を「生活環境部県民安全総室消防保安課長」に、「福島県理事印」を「福島県理事印」に、「福島県局長印」を「福島県局長印」に、「出納局総務管理グループ参事」を「出納局出納総務課長」に、「福島県参事印」を「福島県参事印」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「文書法務グループ参事」を「総務部文書管財総室文書法務課長（以下「文書法務課長」という。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

別表第二中「歳入徴収官福島県会計管理者印 出納局総務管理グループ参事」を「歳入徴収官福島県会計管理者印 出納局出納総務課長」に、「農林水産部農林総務領域総務予算グループ参事」を「農林水産部農林水産総室農林総務課長」に、「農林水産部森林業領域森林整備グループ参事」を「農林水産部森林業総室森林整備課長」に、「生活環境部県民環境総務領域総務企画グループ参事」を「生活環境部生活環境総室生活環境総務課長」に、「保健福祉部保健福祉総務領域総務企画グループ参事」を「保健

2 前項第二号に規定する福島県部次長印は、福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）第二十二條の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建築総室の項までに掲げる職（第十条において「部次長」という。）に係る職印とする。第四条の見出しを「（文書法務課長の職務）」に改め、同条第一項中「総務部文書管財領域文書法務グループ参事（以下「文書法務グループ参事」という。）」を「文書法務課長」に改め、同条第二項及び第三項中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に改める。

第六条第二項及び第三項中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に改める。第十条中「本庁機関における直轄理事、理事（福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）第二十二條の表の上欄に掲げる職をいう。）」を「直轄理事」に改め、「出納局長」の下に、「理事（福島県行政組織規則第二十二條の表の上欄に掲げる職をいう。）」、文化スポーツ局長、観光交流局長、」を加え、「総括参事及び参事」を「部次長、局長及び課長」に改める。

別表第一中 2 福島県印
 福島部印
 を 2 福島県印
 2の2 福島県印
 に、 4の2

福島県領域印
 5 福島県一印
 福島グループ
 を 4の2 福島県印
 福島総室印
 5 福島県印
 15の3 福島県印

理事印
 を 15の3 福島県印
 福島理事印
 15の4 福島県印
 福島局長印
 に、 17の3 福島県参事印
 18 福島県参事印

を 17の3 福島県印
 福島部次長印
 17の4 福島県印
 福島局長印
 18 福島県印
 福島課長印
 に改める。

別表第二中「歳入徴収官福島県会計管理者印 出納局総務管理グループ参事」を「歳入徴収官福島県会計管理者印 出納局出納総務課長」に、「農林水産部農林総務領域総務予算グループ参事」を「農林水産部農林水産総室農林総務課長」に、「農林水産部森林業領域森林整備グループ参事」を「農林水産部森林業総室森林整備課長」に、「生活環境部県民環境総務領域総務企画グループ参事」を「生活環境部生活環境総室生活環境総務課長」に、「保健福祉部保健福祉総務領域総務企画グループ参事」を「保健

福祉部保健福祉総室保健福祉総務課長」に、「土木部土木総務領域総務予算グループ参事」を「土木部土木総室土木総務課長」に、
 「支出官福島県会計管理者印 出納局 官署支出官福島県会計管理者印 同 総務管理グループ参事」を「官署支出官福島県会計管理者印 出納局出納総務課長」に、

「土木部建築領域建築指導グループ参事」を「土木部建築総室建築指導課長」に、「農林水産部農林総務領域農地利用グループ参事」を「農林水産部農林水産総室農林総務課農地調整室長」に改める。

第八号様式中「グループ」(所)参事(長)を「課長(所長)」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

(文書管財領域文書法規グループ)

告 示


福島県告示第二百二十七号




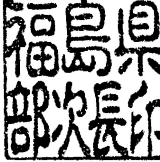




公印を次のように新調し、又は改刻し、平成二十年四月一日その使用を開始する。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平





新調職印

番号	2の2	4の2
公印の名称	福島県局印	福島県総室印
印影		
公印管理者		

18	福島県課長印	福島県課長印	17の4	福島県局次長印	17の3	福島県部次長印	15の4	福島県局長印	5	福島県課印
										







総務部文書管財総室文書法務課長

24の2

<p>福島県現金取扱員印（福島県立浪江高等学校津島校用）</p>	<p>福島県現金取扱員印（福島県立小野高等学校平田校用）</p>	<p>福島県現金取扱員印（福島県立東白川農商高等学校鮫川校用）</p>	<p>福島県現金取扱員印（福島県立安積高等学校御館校用）</p>	<p>福島県課長印</p>	<p>福島県課長印</p>
					
<p>福島県立浪江高等学校津島校の福島県現金取扱員</p>	<p>福島県立小野高等学校平田校の福島県現金取扱員</p>	<p>福島県立東白川農商高等学校鮫川校の福島県現金取扱員</p>	<p>福島県立安積高等学校御館校の福島県現金取扱員</p>		

10の2

			番号	改刻職印
<p>福島県知事印（横書き文書用）</p>	<p>福島県知事印（横書き文書用）</p>	<p>福島県知事印（横書き文書用）</p>	<p>公印の名称</p>	<p>福島県現金取扱員印（福島県立相馬農業高等学校飯館校用）</p>
			<p>印影</p>	
			<p>公印管理者</p>	<p>福島県立富岡高等学校川内校の福島県現金取扱員</p>

23	15の2					
福島県現金出納員印 (福島県立浪江高等学校用)	福島県部長印	福島県部長印	福島県部長印	福島県部長印	福島県知事印 (横書き文書用)	
						
福島県立浪江高等学校の福島県現金出納員					総務部文書管財総室文書法務課長	

福島県告示第二百二十八号

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年三月二十八日から平成二十年七月二十八日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 リオン・ドール鎌田店 福島市鎌田字西舟戸十一一ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり
 (変更後) 別紙書面のとおり

2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 (変更前) 三千七百九十六平方メートル
 (変更後) 四千百九十七平方メートル

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 (変更前) 三か所
 (変更後) 四か所

(二) 位置 (変更前) 別紙図面のとおり
 (変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 平成十九年十月二十二日

2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 平成二十年十一月十八日

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

福島県現金出納員印 (福島県立相馬農業高等学校用)		福島県立相馬農業高等学校の福島県現金出納員
---------------------------	---	-----------------------

(文書管財領域文書法務グループ)

平成二十年四月十日
四 届出年月日
平成二十年三月十七日
五 届出をした者
株式会社小池

（「別紙書面」及び「別紙図面」は、省略し、その書面等を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商工総務領域商業まちづくりグループ）

福島県告示第二百二十九号

基準点測量の成果の写の保管等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

基準点測量の成果の写の保管等に関する規程の一部を改正する規程

基準点測量の成果の写の保管等に関する規程（昭和二十九年福島県告示第千二百七十二号）の一部を次のように改正する。
題名中「成果の写」を「成果の写し」に改める。

第一章 総則を削る。

第一条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「写及び」を「写し及び」に、「写」を「写し」に、「成果の写」を「成果の写し」に改める。

第二条の見出し中「担当グループ」を「担当課」に改め、同条中「成果の写」を「成果の写し」に、「農林水産部農村整備領域農地管理グループ」を「農林水産部農村整備総室農村計画課」に改める。

第二章 成果の写の保管を削る。

第三条、第四条各号列記以外の部分及び同条第二号中「成果の写」を「成果の写し」に改める。

第五条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「成果の写」を「成果の写し」に改め、同条第一号中「成果の写」を「成果の写し」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三章 成果の写の閲覧を削る。

第六条中「成果の写」を「成果の写し」に、「この章に定める」を「次条から第十五条までの」に改める。

第七条中「成果の写」を「成果の写し」に、「農林水産部農村整備領域農地管理グループ」を「農林水産部農村整備総室農村計画課」に改める。

第十条並びに第十一条第一項及び第三項中「成果の写」を「成果の写し」に改める。

第十二条第一号中「成果の写」を「成果の写し」に、「持ち出さぬ」を「持ち出さない」に改め、同条第二号、第三号及び第六号から第八号までの規定中「成果の写」を「成果の写し」に改める。

第十三条第一項中「成果の写」を「成果の写し」に改める。
別表第一中「基準点測量成果の写閲覧申込書」を「基準点測量成果の写し閲覧申込書」に改める。
別表第二中「基準点測量成果の写の閲覧票」を「基準点測量成果の写しの閲覧票」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の見出しの改正規定並びに同条及び第七条の改正規定（「成果の写」を「成果の写し」に改める部分を除く。）は、平成二十年四月一日から施行する。
（農村整備領域農地管理グループ）

福島県告示第二百三十号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号。以下「法」という。）第五条第一項の規定による駆除命令に係る事項を次のとおり定めた。
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 区域及び期間

1 区域

会津若松市、郡山市（湖南町の区域に限る。）、喜多方市、田村市、耶麻郡北塩原村、同郡西会津町、同郡磐梯町、同郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、同郡柳津町、大沼郡会津美里町、東白川郡鮫川村、石川郡平田村、同郡古殿町、田村郡小野町、双葉郡川内村、同郡葛尾村及び相馬郡飯館村

2 期間 平成二十年四月十八日から平成二十一年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の1に掲げる区域に所在する松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤により防除し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一の1に掲げる区域の特定森林（法第二条第三項に規定する特定森林をいう。以下同じ。）において松くい虫の被害が発生しており、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の1に掲げる区域及びその周辺の区域の特定森林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員（法第十一条に規定する森林害虫防除員をいう。以下同じ。）の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに当該措置に係る樹木の所在する市町村の長を経由して所轄の福島県農林事務所長にその

旨を届け出ること。ただし、3により申請書を提出する場合は、この限りではない。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに当該措置に係る樹木の所在する市町村の長を経由して所轄の福島県農林事務所に提出すること。

4 知事は、3に係る申請書の提出があったときは、三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、当該損失補償金を交付する。

5 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が一の二に掲げる期間内に三に掲げる処置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

6 知事は、5の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分に相当する額をその者から徴収することがある。

(森林林業領域森林整備グループ)

福島県告示第二百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
郡山市熱海町高玉字栃ノ沢一の一・一の五四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の二三、一の三七、一の四〇、一の四六、一の五二
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字栃ノ沢一の一、一の五二、一の五四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一の二三、一の三七、一の四〇、一の四六
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「一次の図」及び「一次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第二百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県北建設事務所平成二十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	福島市飯坂町茂庭字黒 沢三番地先から 同 市飯坂町茂庭字寺 坂口一番地先まで	変更前	A 四・二〇 六二・〇〇	一、九一五・六
		変更後	B 一三・〇〇 一一二・〇〇	九七六・〇
		変更後	B 一一三・〇〇 一一二・〇〇	九七六・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県北建設事務所平成二十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四五九号	福島市松川町水原字南 沢国有林二六林班ほ小 班地先から 同 市松川町水原字南 沢国有林二六林班ほ小 班地先まで	変更前	一一一・〇〇 七七・〇〇	一八〇・〇
		変更後	二五・〇〇 八四・〇〇	一八〇・〇

福島県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県東北建設事務所で平成二十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四九五号	福島市松川町水原字南 沢国有林二六林班ほ小 班地先から 同 市松川町水原字南 沢国有林二六林班ほ小 班地先まで	変更前	一九・四〇	三〇〇・〇
		変更後	一九・四〇 八四・〇	三〇〇・〇

(道路領域道路企画グループ)

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県中建設事務所で平成二十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道三株 下市萱小 川線	石川郡古殿町大字大久 田字蕨草国有林一二四 四め一小班地先から 同 郡同 町大字大久 田字蕨草国有林一二四	変更前	四・五〇	一三八・五
		変更後	四・五〇 四六・〇	一三八・五

福島県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇一号	大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番一 地先から 同 郡同 町松坂 字博士沢丁六二五番一 地先まで	変更前	一一・〇〇	一四一・七
		変更後	一一・〇〇 三二・〇	一四一・七

(道路領域道路企画グループ)

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道	大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番六 六地先から	変更前	九・五〇	五一・五
		変更後	九・五〇 一一・〇	五一・五

二ゆ小班地先まで

変更後

五二・五

一三三・八

四〇一号	同 郡同 町松坂 字博士沢丁六二五番六 六地先まで	変更後	四三・〇 } 四三・五 }	五一・五
------	---------------------------------	-----	------------------	------

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)															
一般国道	喜多方市山都町大字蓬 菜字下杉沢二八五九番 地先から	変更前	A 一〇・〇 } 三九・〇 }	一三五・〇															
	同 市山都町大字蓬 菜字沓掛峠五三八四番 二六地先まで		変更前	B 四・〇 } 四二・〇 }	一六二・〇														
	同 市山都町大字蓬 菜字大杉沢二八五九番 一地先から					C 五・〇	一三・六												
	同 市山都町大字蓬 菜字沓掛峠五三八四番 一地先まで							D 二八・〇 } 五・〇 }	一一一・〇										
	同 市山都町大字蓬 菜字沓掛峠五三八四番 九地先から									同 市山都町大字蓬	同 市山都町大字蓬								
	同 市山都町大字蓬 菜字沓掛峠五三八四番 九地先から											同 市山都町大字蓬	同 市山都町大字蓬						
	同 市山都町大字蓬 菜字沓掛峠五三八四番 九地先から													同 市山都町大字蓬	同 市山都町大字蓬				
	同 市山都町大字蓬 菜字沓掛峠五三八四番 九地先から															同 市山都町大字蓬	同 市山都町大字蓬		
	同 市山都町大字蓬 菜字沓掛峠五三八四番 九地先から																	同 市山都町大字蓬	同 市山都町大字蓬
	同 市山都町大字蓬 菜字沓掛峠五三八四番 九地先から																		
同 市山都町大字蓬 菜字沓掛峠五三八四番 九地先から	同 市山都町大字蓬	同 市山都町大字蓬																	

四五九号

喜多方市山都町大字蓬 菜字下杉沢二八五九番 地先から	変更後	A 一〇・〇 } 三九・〇 }	一三五・〇															
同 市山都町大字蓬 菜字沓掛峠五三八四番 二六地先まで		B 四・〇 } 四二・〇 }		一六二・〇														
同 市山都町大字蓬 菜字大杉沢二八五九番 一地先から					D 二八・〇 } 五・〇 }	一一一・〇												
同 市山都町大字蓬 菜字沓掛峠五三八四番 一地先まで							同 市山都町大字蓬	同 市山都町大字蓬										
同 市山都町大字蓬 菜字沓掛峠五三八四番 一地先まで									同 市山都町大字蓬	同 市山都町大字蓬								
同 市山都町大字蓬 菜字沓掛峠五三八四番 一地先まで											同 市山都町大字蓬	同 市山都町大字蓬						
同 市山都町大字蓬 菜字沓掛峠五三八四番 一地先まで													同 市山都町大字蓬	同 市山都町大字蓬				
同 市山都町大字蓬 菜字沓掛峠五三八四番 一地先まで															同 市山都町大字蓬	同 市山都町大字蓬		
同 市山都町大字蓬 菜字沓掛峠五三八四番 一地先まで																	同 市山都町大字蓬	同 市山都町大字蓬
同 市山都町大字蓬 菜字沓掛峠五三八四番 一地先まで																		

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
耶麻郡猪苗代町大字金 田字千苅二五一八番一 地先から	同 耶麻郡猪苗代町大字金 田字千苅二五一八番一 地先から	変更前	D 二八・〇 } 五・〇 }	一一三・四 }

県道関都 停車場金 田線	同 郡同 町大字金 田字千苅二五一七番一 地先まで	変更前	一九・四	一四・〇
	耶麻郡猪苗代町大字金 田字千苅二五一八番一 地先から	変更後	一三・四 二五・〇	三三・〇
	同 郡同 町大字金 田字金曲南二六七番地 先まで			

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県県北建設事務所で平成二十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四五九号	福島市松川町水原字南沢国有林二六林班ほ小 班地先から 同 市松川町水原字南沢国有林二六林班ほ小 班地先まで	平成二〇年 三月二十八日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県県北建設事務所で平成二十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

供用開始

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道水原福島線	福島市大森字下町三三番九地先から 同 市大森字下町三三番四地先まで	平成二〇年 三月二十八日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四〇一号	大沼郡会津美里町松坂字博士沢丁六二五番一 地先から 同 郡同 町松坂字博士沢丁六二五番一 地先まで	平成二〇年 三月二十八日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四〇一号	大沼郡会津美里町松坂字博士沢丁六二五番六 六地先から 同 郡同 町松坂字博士沢丁六二五番六 六地先まで	平成二〇年 三月二十八日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四五九号	喜多方市山都町大字蓬萊字下杉沢二八五九番地先から 同 市山都町大字蓬萊字杏掛峠五三八四番二六地先まで	平成二〇年 三月二十八日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百四十五号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第六条の規定により、一般国道について道路の区域を変更した旨、平成二十年二月二十九日付で東北地方整備局長から次のとおり通知があった。その関係図面は、東北地方整備局、同局郡山国道事務所及び福島県土木部道路領域道路企画グループで平成二十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区間	変更前変更後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
	喜多方市関柴町上高領字割田一七〇四番一地先から 会津若松市高野町大字中沼字沼木三二七		A 九・四 五五・七	一二、四七〇・〇	

(道路領域道路企画グループ)

一般国道一 号	番一地先まで 喜多方市塩川町大字天沼字原四九八番一 地先から 河沼郡湯川村大字筭川字申谷地五番一 地先まで	変更前	B 二二・〇 一四三・二	四、二二〇・〇	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
一般国道一 号	喜多方市関柴町上高領字割田一七〇四番一地先から 同 市塩川町大字天沼字原四九八番一 地先まで	変更前	A 九・四 五五・七	一二、四七〇・〇	

福島県告示第二百四十六号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定によ

り県が行う町道の改築工事の全部を次のとおり完了した。
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	大寺小中野線	工事区間	耶麻郡磐梯町大字磐梯字仁渡一六番三地先から同郡同町大字磐梯字町在家八七七番一地先まで	工事の種類	道路改良	工事の完了の年月日	平成二〇年三月二十八日
-----	--------	------	--	-------	------	-----------	-------------

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第三百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
飯沢1号	白河市飯沢山	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田中山1号	同 市田中山	急傾斜地の崩壊	
田中山2号	同	急傾斜地の崩壊	
薄葉1号	同 市向寺	急傾斜地の崩壊	
向寺	同	急傾斜地の崩壊	
向寺1号	同	急傾斜地の崩壊	
金子平2号	同	急傾斜地の崩壊	

向寺2号	同	急傾斜地の崩壊
女石	同 市女石	急傾斜地の崩壊
女石2号	同	急傾斜地の崩壊
女石1号	同	急傾斜地の崩壊
女石3号	同	急傾斜地の崩壊
女石4号	同	急傾斜地の崩壊
郭内1号	同 市郭内	急傾斜地の崩壊
郭内	同	急傾斜地の崩壊
関川窪1号	同 市関川窪	急傾斜地の崩壊
関川窪2号	同	急傾斜地の崩壊
関川窪	同 市菅生館	急傾斜地の崩壊
西文殊山	同 市西文殊山	急傾斜地の崩壊
桜岡裏山	同 市大桜岡	急傾斜地の崩壊
月山	同 市大和田月山	急傾斜地の崩壊
月山1号	同 市大和田石橋前	急傾斜地の崩壊
三番町	同 市三番町	急傾斜地の崩壊
三番町1号	同	急傾斜地の崩壊
下黒川	同 市白坂下黒川	急傾斜地の崩壊
八竜神2号	同 市白坂	急傾斜地の崩壊

桜岡	御供田	石前	岩下	日向	中里	玉岡	北ノ内2号	北ノ内1号	北田	深渡戸	屋敷	堀之内	舟戸	中寺	池ノ入沢	栃本	尺阿見	北町	駒方
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市表郷八幡字中ノ割	市表郷八幡字御供田	市表郷八幡字石前	市表郷八幡字岩下	市表郷小松字日向	市表郷小松字中里	市表郷社田字玉岡	市表郷小松字北ノ内	市表郷小松字北田	市表郷深渡戸字森前	市表郷河東田字屋敷	市表郷堀之内字中ノ久保	市表郷堀之内字舟戸	市表郷中寺字屋敷	市表郷見字池ノ入	市東栃本字新下寺内	市東栃本字尺阿見	市東釜子字北町	市東上野出島字駒方	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

金子平2号	向寺1号	向寺	薄葉1号	田中山2号	田中山1号	飯沢1号	区域名	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
同	同	同	同	同	同	白河市飯沢山				
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊				
同	同	同	同	同	同	同	市表郷金山字犬神	土石流		
同	同	同	同	同	同	同	市表郷金山字前原	土石流		
同	同	同	同	同	同	同	市表郷金山字山ノ神沢	土石流		
同	同	同	同	同	同	同	市表郷中野字岩崎	土石流		
同	同	同	同	同	同	同	市表郷中野字上ノ原	土石流		
同	同	同	同	同	同	同	市表郷中野字ハノキ沢	土石流		
同	同	同	同	同	同	同	市表郷中野字才ノ内	土石流		
同	同	同	同	同	同	同	市表郷八幡字宮下	急傾斜地の崩壊		

北町	駒方	千田2号	千田	前形見	仲田	久保	下旗宿沢	関ノ里沢3号	旗宿沢	フカ沢	丸沢	搦目沢2号	豊地沢	飯沢沢	鬼越	白井掛下	白井掛下2号	影鬼越	友月山
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	市東釜子字北町	市東千田字明神前	市東千田字正札	市東形見字久保	市東形見字宿	市東形見字吉原	市旗宿関ノ里	市旗宿白河内	市旗宿関ノ里	市関辺丸沢	市関辺瀬戸谷地	市大搦目	市豊地大谷地	市飯沢山	市鬼越	市白井掛下	市白井掛	市影鬼越	市向新蔵
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

八幡	桜岡	御供田	石前	岩下	日向	中里	玉岡	北ノ内2号	北ノ内1号	北田	深渡戸	屋敷	堀之内	舟戸	中寺	池ノ入沢	栃本	尺阿見
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	市表郷八幡字宮下	市表郷八幡字御供田	市表郷八幡字石前	市表郷八幡字岩下	市表郷小松字日向	市表郷小松字中里	市表郷社田字玉岡	市表郷小松字北ノ内	市表郷小松字北田	市表郷深渡戸字森前	市表郷河東田字屋敷	市表郷堀之内字中ノ久保	市表郷堀之内字舟戸	市表郷中寺字屋敷	市東形見字池ノ入	市東栃本字新下寺内	市東尺阿見	市東尺阿見
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

柳橋沢1号	同	市表郷中野字ハノキ沢	土石流
御館川	同	市表郷中野字上ノ原	土石流
岩崎沢	同	市表郷中野字岩崎	土石流
菅沢左支	同	市表郷金山字山ノ神沢	土石流
菅沢右支	同	市表郷金山字前原	土石流
犬神沢左支	同	市表郷金山字大神	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾領域砂防グループ及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備えて置いて縦覧に供する。）

（河川港湾領域砂防グループ）

福島県告示第二百四十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 土地区画整理組合の名称
五月町土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
会津若松市橋本二丁目二番三十四号
- 三 設立認可の年月日
平成四年九月八日
- 四 変更認可の年月日
平成二十年三月二十八日
- 五 変更の内容
事業施行期間
変更前 平成四年九月八日から平成二十年三月三十一日まで
変更後 平成四年九月八日から平成二十一年三月三十一日まで

（都市領域まちづくり推進グループ）

福島県告示第二百四十九号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年二月二十七日次のとおり指定した。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 福島県庁消費 福島市杉妻町五番 平成二〇年四月一日から平成
 組合 専務理 七五号 二五年三月三十一日まで
 事 阿部 征 一丁目三〇番地
- 一 有限会社富岡 双葉郡富岡町大字 住所地に同じ
 自動車学校 大菅字川田一九五
 番地
- 双葉地区食品 双葉郡浪江町大字 同
 衛星協会 会 川添字佐野二番
 長 本場 壽 地
- 男 株式会社双葉 双葉郡浪江町大字 同
 ホンダモータ 権現堂字町場一番
 ース 地

（出納局公金管理グループ）

福島県告示第二百五十号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年三月三日次のとおり指定した。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 株式会社日和 郡山市日和田町字 平成二〇年四月一日から平成
 田中村屋 日和田七五番地 二五年三月三十一日まで
 （出納局公金管理グループ）

福島県告示第二百五十一号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年三月四日次のとおり指定した。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 有限会社高田 東白川郡棚倉町大 平成二〇年四月一日から平成
 油店 字棚倉字北町一五 二五三月三十一日まで
 六番地の一
 大高 徳司 東白川郡棚倉町大 同

字棚倉字古町六八
番地
渡部 進平 会津若松市山見町 同
一三六番地の三

(出納局公金管理グループ)

福島県告示第二百五十二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年三月十一日次のとおり指定した。
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

黒井産業株式会社 山形県山形市宮町 平成二〇年四月一日から平成 会津若松市神指町大
二丁目一番九号 二五年三月三十一日まで 字黒川字薬師川原甲
一〇二九

(出納局公金管理グループ)

福島県告示第二百五十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年三月十二日次のとおり指定した。
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

東北振興産業株式会社 宮城県仙台市宮城 平成二〇年四月一日から平成 会津若松市米代二丁
野区清水沼三丁目 二五年三月三十一日まで 目五番四一号
六番二一号

(出納局公金管理グループ)

福島県告示第二百五十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年三月十三日次のとおり指定した。
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

会津みなみ農業協同組合 南会津郡南会津町 平成二〇年四月一日から平成 南会津郡南会津町福
田島字行司七六 二五年三月三十一日まで 渡三四二
南会津郡下郷町大 同 住所地に同じ
堂浅井菓子舗 字豊成字林中六〇
七八

住所 指定の有効期間

福島県告示第二百五十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年三月十九日次のとおり指定した。
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

いわき食品衛生協会 会長 町四方木田一九一 二五年三月三十一日まで 住所地に同じ
水口 忠好 同

いわき金属工業協同組合 尾町杭出作二三番 同

有限会社石井 同

商事 同

佐藤 輝光 同

町天王崎四五番地 同

同

同

同

(出納局公金管理グループ)

福島県告示第二百五十六号

出納長をしてその事務の一部を出納員に委任させる件(昭和四十四年福島県告示第三
百八十一号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

件名中「出納長」を「会計管理者」に改める。

本則中「地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)附則第三條
第二項の規定によりなおその効力を有することとされている同法による改正前の」を削
り、「出納長」を「会計管理者」に改める。

表の委任させる事務の欄中「保健福祉部保健福祉総務領域総務企画グループ」を「保
健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課」に、「領域、」を「総室、」に改め、同表の受
任者の欄中「出納局総務管理グループ参事」を「出納局出納総務課長」に、「出納グル
ープ課長」を「副室長」に改め、同表備考中「出納長」を「会計管理者」に改める。
(出納局審査指導グループ)

福島県告示第二百五十七号

出納員をして当該出納員が出納長から委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職
員に委任させる件(昭和四十四年福島県告示第三百八十二号)の一部を次のように改正
し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

件名中「出納長」を「会計管理者」に改める。
 本則中「地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有することとされている同法による改正前の」を削り、「出納長」を「会計管理者」に改める。
 表の一の項中「保健福祉総務領域総務企画グループ」を「保健福祉総室保健福祉総務課」に改め、同表二の項及び三の項中「領域」を「総室」に改め、同表備考中「出納長」を「会計管理者」に改める。

（出納局審査指導グループ）

公 告

公告第四百十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称（個人にあつては、氏名）	申請者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	指定年月日	サービスの種類
訪問介護・スマイル飯坂	福島市飯坂町字湯町二八―一	有限会社フューチャー	福島県福島市新町四―二五 サンライズロイヤル福島五〇三号	平成二〇年三月一日	訪問介護
介護の和心	いわき市湘南台一丁目一四―一六	株式会社心和	同 県いわき市湘南台一丁目一四―一六	同	同
ほのぼのデイサービスセンター	福島市笹谷字中田一―八	有限会社ハートネット	同 県福島市笹谷字中田一―八	同	通所介護

ニチイのきらめき福島大森
 同 市大森伯父母内二―三
 株式会社ニチイのきらめき
 東京都千代田区神田駿河台二―九
 同
 特定施設入居者生活介護

クリエイトイブ株式会社
 同 市鎌田字御仮家七六スタービル二階
 同 市鎌田字御仮家七六スタービル二階
 同
 福祉用具貸与
 特定福祉用具販売

ケアサポートみなみ
 田村郡三春町南町七一
 株式会社みなみ建設
 同 県田村市船引町芦沢字柏原三五四
 同
 同

（生活福祉領域介護保険グループ）

公告第四百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事業所の所在地	指定年月日
スマイル飯坂居宅介護支援センター	福島市飯坂町字湯町二八―一	有限会社フューチャー	福島県福島市新町四―二五サンライズロイヤル福島五〇三号	平成二〇年三月一日

（生活福祉領域介護保険グループ）

公告第五百十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所	事業所の名称	事業者の名称	事業者の主たる事業所の所在地	廃止年月日	サービス
-----	--------	--------	----------------	-------	------

の 名 称	株 式 会 社 ア フ ロ サ ー ビ ス 郡 山 営 業 所	所 在 地	郡 山 市 舞 木 町 字 四 合 田 八 七 一 六	称 (個人に あ っ て は、 氏 名)	株 式 会 社 ア フ ロ サ ー ビ ス	在 地 (個人に あ っ て は、住 所)	福 島 県 本 宮 市 字 館 町 一 三 二	平 成 二 〇 年 一 月 三 一 日	訪 問 入 浴 介 護	の 種 類
-------	--	-------	-----------------------------------	----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	----------------------------	------------------------	----------------	-------

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第百五十一号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した旨届出があった。
 平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
国見町指定居宅 介護支援事業所	伊達郡国見町大 字藤田字一丁目 二二一一	国見町	福島県伊達郡国 見町大字藤田字 一丁目二二一一	平成二〇年 一月三二日

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第百五十二号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。
 平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
			あつては、氏名	あつては、住所	

訪問介護事業所ハートフルステーション	福島市南矢野目字桜内二四一二	福島市南矢野目字桜内三六一一	株式会社北福島タクシ	福島県福島市南矢野目字桜内三六一一	訪問介護
訪問介護事業所みらい	郡山市富田町字愛宕前七七一七	郡山市富久山町字八山田字尾池南一一一	株式会社エコージェンシー	同 郡山市大町一丁目一四一四	同
きたかた介護福祉用品センター訪問介護部	喜多方市松山町鳥見山字柳原道下四九六一一一	喜多方市松山町鳥見山字上堰下四九三六一五	ケンコー商事株式会社	同 県喜多方市松山町鳥見山字上堰下四九三六一五	同

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第百五十三号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。
 平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
居宅介護支援事業所みらい	郡山市富田町字愛宕前七七一七	郡山市富久山町字八山田字尾池南一一一	株式会社エコージェンシー	福島県郡山市大町一丁目一四一四

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第百五十四号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。
 平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
訪問介護・スマイル飯坂	福島市飯坂町字湯町二八一	有限会社フューチャー	福島県福島市新町四一二五サンライズロイヤル福島五〇三号	平成二〇年三月一日	介護予防訪問介護
介護の和心	いわき市湘南台一丁目一四一六	株式会社心和	同 県いわき市湘南台一丁目一四一六	同	同
ほのぼのデザインサービスセンター	福島市笹谷字中田一一八	有限会社ハートネット	同 県福島市笹谷字中田一一八	同	介護予防通所介護
クリエイティブ株式会社	同 市鎌田字御仮家七六ス タービル二階	クリエイティブ株式会社	同 市鎌田字御仮家七六ス タービル二階	同	介護予防福祉用具貸与特定介護予防福祉用具販売
ケアサポートみなみ	田村郡三春町南町七一	株式会社みなみ建設	同 県田村市船引町芦沢字柏原三五四	同	同

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第百五十五号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があつた。

平成二十年三月二十八日

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日	サービスの種類
株式会社アフロサービス郡山営業所	郡山市舞木町字四合田八七六	株式会社アフロサービス	福島県本宮市字館町一三二	平成二〇年一月三十一日	介護予防訪問入浴介護

福島県知事 佐藤 雄平

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第百五十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があつた。
 平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
訪問介護事業所ハートフルステーション	福島市南矢野目字桜内二四二	福島市南矢野目字桜内三六一	株式会社北福島タクシ	福島県福島市南矢野目字桜内三六一	介護予防訪問介護
訪問介護事業所みらい	郡山市富田町字愛宕前七七	郡山市富久山町字八山田字尾池南一一	株式会社エコーエンジニア	同 県郡山市大町一丁目一四一一	同
きたかた介護福祉用品	喜多方市松山町鳥見山字柳	喜多方市松山町鳥見山字上	ケンコー商事株式会社	同 県喜多方市松山町	同

センター訪 問介護部	原道下四九六 一一一	堰下四九三二 一五	鳥見山字上 堰下四九三 六一五	
---------------	---------------	--------------	-----------------------	--

(市民福祉領域介護探検グループ)

公告第百五十七号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第
十条第四項の規定により、平成二十年年度福島県輸血推進計画を次のとおり定めた。
平成二十年三月二十四日
福島県知事 佐藤 雄 平

平成20年度福島県献血推進計画

はじめに

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）
第9条に規定する基本方針及び同法第10条第1項に規定する献血推進計画に基づき、同
法第10条第4項の規定により福島県が定める平成20年度の献血の推進に関する計画であ
る。

第1 平成20年度に献血により確保すべき血液の目標量及び目標人数

- 1 献血により確保すべき血液の目標量
- (1) 平成20年度の輸血用血液製剤は赤血球製剤109,000単位、血小板製剤106,750単
位、血漿製剤43,050単位が必要と見込まれる。
また、原料血漿は16,000リットルの確保が国から割り当てられている。
- (2) 県内で必要とする血液を県民の献血により確保するとともに、割り当てられた
原料血漿を確保するため、平成20年度に献血により確保すべき血液の目標量を、
200mL献血が2,500リットル、400mL献血が20,440リットル、血小板成分献血が
4,480リットル、血漿成分献血が3,949リットルの計31,369リットルとする。

2 献血目標人数等

- 上記目標量を確保するための献血者確保目標人数を83,500人とし、その内訳は、
200mL献血者数12,500人、400mL献血者数51,100人、血小板成分献血者数11,200
人、血漿成分献血者数8,700人とする。

3 市町村と福島県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）の配分方
法

全血献血等については、県内の各市町村を巡回する血液センターの移動採血車に
よる確保が主体となるため、上記目標人数を次のとおり市町村と血液センターに配
分する。

- (1) 全血献血者数（200mL、400mL）
全血献血については、移動採血車による採血が主力であり、また、移動採血車
による献血は事業所等の受け入れ時間の短縮を考えると、採血時間の短い全血献
血がより効率的である。したがって、血液センター（固定施設）についてはR h

型肝炎の対応や緊急時の対応を主に考えることとし、平成19年度上半期の実
績を考慮して市町村と血液センターの配分比率を9：1とする。

(2) 成分献血者数

移動採血車やオーゾン献血による事業所等での献血は就業時間内に実施される
ことが多く、時間的な制約から問題があるため、成分献血については、各血液セ
ンター及び献血ルームなどの固定施設での採血を主とする。

輸血用血小板については、有効期間が採血後4日間と極めて短く、また核酸増
幅検査（NAT）導入でさらに供給時間が限られること及び受注形態ということ
もあり、原則としてすべて血液センターでの採血とする。

したがって、成分献血については、血漿成分献血及び血小板成分献血では市町
村と血液センターの配分比率を0：10とする。

献血目標人数

(単位：人)

区 分	献血者数	内 訳			
		200mL献血	400mL献血	血漿成分献血	血小板成分献血
血液センター	26,260	1,250	5,110	8,700	11,200
移動採血車 (市町村)	57,240	11,250	45,990	0	0
計	83,500	12,500	51,100	8,700	11,200
前年度目標	80,940	16,600	46,700	6,940	10,700
増 減	2,560	-4,100	4,400	1,760	500

4 各市町村への配分

上記のとおり市町村に配分した目標人数は、献血種別ごとに、平成19年10月1日
現在における現住人口に応じて各市町村に対しての割り振りは別に定める。

5 移動採血車運行計画の策定等

県及び市町村は、血液センターと十分協議して、移動採血車による採血等の日程
を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受け入れに協力する。

6 献血目標人数の確保

県、市町村及び血液センターは、設定し又は割り振られた種別ごとの目標人数の
確保に向けて努力するものとする。

第2 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1 献血に関する普及啓発活動の実施

- (1) 県及び市町村は血液センターの協力を得て、広く国民各層に治療に必要な血液

製剤の確保が善意の自発的な献血によって支えられていることを含め、献血に関する理解と協力を求めるため、県民に対し、普及及び啓発を行う。

(2) 県及び市町村は、血液センターの協力を得て、より多くの県民が献血に参加できるように、地域の実情に応じた啓発を行い、献血への関心を高める。

(3) 血液センターは、県及び市町村等の関係者の協力を得て、献血者が継続して献血に協力できる環境の整備を行うとともに、献血者に必要な情報を提供すること等により、献血への一層の理解と協力を呼びかける。

(4) 県、市町村、血液センター及び医療関係者は、県民に対し、献血の必要性や血液の利用実態等について正確な情報を伝え、各種の普及啓発を実施する。

(5) 県、市町村及び血液センターは、血液製剤の安全性を確保するため、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう様々な広報手段を用いて周知徹底を図る。これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する。

ア 献血推進キャンペーン等の実施

(イ) 県は、特に必要性が高い400mL全血採血及び成分献血の推進及び普及のため、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月から2月までに「はたちの献血キャンペーン」を実施する他、血液の供給状況に応じて献血推進キャンペーン活動を緊急的に実施する。また、様々な広報手段を用いて、県民に献血への理解と協力を呼びかけるとともに献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。

(ロ) 県、市町村及び血液センターは、これらの献血推進活動を実施する。

(ハ) 県は、市町村等関係機関に対して文書等による事業の協力依頼を行う。

(ニ) 県は、原則として7月の「愛の血液助け合い運動」月間中、県内13市において、各市との共催による街頭献血キャンペーンを開催する。

イ 若年層の献血への理解を深めるための普及啓発
 県、市町村及び血液センターは、地域の実情に応じて、若年層の献血への関心を高めるため、学校等に対して、ボランティア活動である献血について情報を提供を行う。

(イ) 県は、「ジュニア献血ポスターコンクール事業」として、以下の内容を実施する。

ア 将来の献血者確保と一般県民への献血思想の普及啓発を目的として、県教育委員会の協力の下に、中学生を対象とした献血基礎知識の啓発を兼ねたポスターコンクールを実施する。

イ 優秀作を用いたポスターを作成し中学校等に配布し、広く県民に対し、献血思想の普及啓発を行う。

(ロ) 県は、「ヤング献血定着促進事業」として、以下の内容を実施する。

ア 大学生等編集委員による献血情報（ミュージラム）を作成し、若年層に對して献血の必要性を啓発する。

イ 大学生等ボランティアによるキャンペーンを支援し、ボランティア団体の育成及び若年層献血者の増加を図る。

(ウ) 県及び血液センターは、特に若年層への啓発を効果的に行うため、若年層向けの雑誌、放送媒体、インターネット等を含めた様々な広報手段を活用する。

ウ 複数回献血の推進

県、市町村及び血液センターは、複数回献血を推進し、血液製剤の安定供給を図る。

県は「複数回献血協力事業所訪問事業」として、以下の内容を実施する。

(イ) 複数回献血協力事業所を対象として、感謝と継続実施を目的とした事業所訪問を行う。

(ロ) 訪問に当たっては、地元の高校生ボランティアに1日献血大使として参加していただき、献血協力という形で社会貢献をしている事業所の実態を学んでいただく。

エ 啓発資料の作成

平成8年度に作製した献血マスコット「キビチーちゃん」を活用した各種啓発資料を作製・配布する。

2 献血功労等の顕彰

県は、献血事業に功労のあつた団体又は個人に対し福島県知事感謝状を贈呈する。

イ 県は、各市町村の協力を得て、国が開催する献血運動推進全国大会における厚生労働大臣表彰等に対し、積極的に該当団体等を推薦する。

3 会議等の開催

県は、適切な時期に次の会議等を開催する。

ア 平成20年度市町村献血担当課長会議

イ 平成20年度市町村献血担当者会議

ウ 次年度目標（案）設定会議

4 献血推進協議会の活用

県は、献血推進協議会を開催し、献血事業の課題について協議を行い、献血推進事業の基本となる献血推進計画を策定する。

イ 市町村は、各地域における献血推進協議会や献血推進団体等を活用し、それぞれの地域の実情に応じた献血推進事業について検討する。

5 その他関係団体等による取組み

その他関係団体及び企業等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮するなど、献血しやすい環境作りを推進する。

6 血液製剤使用適正化普及事業

輸血療法委員会等の設置の促進

県は、適切な機会をとらえて、県内の医療機関に対して、院内における輸血療法委員会責任医師の任命及び輸血部門の設置の促進に努める。

イ 血液製剤使用に係わる懇談会の開催

県内における血液製剤使用の現状・問題点等を整理・検討し、その結果に基づき今後の具体的施策を検討するため、懇談会を開催する。

ウ 福島県合同輸血療法委員会による事業の実施

(ア) 血液製剤使用指針等説明会の開催

国が定めた血液製剤使用指針等の周知を図るため、医師等の医療従事者を対象とした説明会及び自己血輸血の普及を図るための講習会を開催する。

(イ) 輸血に関するアンケート調査の実施

血液製剤の使用状況等を調査し、その需要状況を把握するため、病院等を対象に「輸血に関するアンケート調査」を実施する。

(ロ) 福島県合同輸血療法委員会の開催

効果的な血液製剤使用適正化の方策について検討するため、県内の医療機関に設置されている輸血療法委員会の構成員を対象とする合同輸血療法委員会を開催する。

第3 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

(1) 献血者が安心して献血できる環境の整備

ア 血液センサーは、献血者の個人情報と保護するとともに、採血の業務の管理を適正に行うこと等により、献血者が安心して献血できる環境の整備を行い、採血時の安全性を確保し、採血時の事故に備える等の措置を講ずる。

イ 血液センサーは、献血の受入れに当たっては献血者を懇切丁寧に処遇し、不快の念を与えぬよう特に留意するとともに、献血者の要望を把握し、献血受入体制の改善に努める。

ウ 県は、血液センサーによるこれらの取組みを支援する。

(2) 血液検査による健康管理サービスの充実

血液センサーは、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際し、献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認して、その結果を通知する。

(3) 献血者の利便性の向上

血液センサーは、安全性に配慮しつつ効率的に採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の効果的な運用、移動採血車による計画的採血等、献血車の利便性と安全で安心な献血に配慮した献血の実施に努める。

(4) 血液製剤の安全性の向上のための取組み

県及び保健所を設置する市は、必要に応じ、医療関係者が安全対策を適切に実施するよう指導にと努める。

(5) まれな血液型の血液の確保

血液センサーは、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、当該献血者に対し、登録の充実を図る。

2 災害時等における血液の確保等

(1) 県は、別に定める「福島県防災計画」において、災害時等において血液等が適切に供給されるよう所要の措置を講ずる。

(2) 県及び市町村は、災害時等における献血が確保されるよう、血液センサーと連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な媒体を活用し、需要に見合った全体的な献血の確保を行う。

(3) 県及び市町村は、災害時において、血液センサー等関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずる。

(4) 血液センサーは、災害時における献血受入体制を構築し、全県的な需給調整等の手順を定め、県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入れに協力する必要がある。

3 供給体制の整備と在庫管理

(1) 県及び血液センサーは、赤血球製剤等の在庫水準を随時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、血液が適切に供給されるよう必要な措置を講ずる。

(2) 献血推進のための危機管理対応マニュアルは、別に定める。

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認・評価

(1) 県及び市町村は、献血推進のための施策の進捗状況、血液センサーによる献血の受け入れの実績について確認し、その評価を行うことにより、必要に応じ、献血推進のための施策の見直しを行う。

(2) 血液センサーは、献血の受入れに関する実績や体制等について評価を行い、献血の推進に活用する。

(健康衛生領域業務グループ)

公告第百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四で準用する同法第五十四条第三項の規定により、田村市から平成二十年三月十九日芦坂地区の区画整理事業に係る換地処分をした旨届出があった。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村整備領域農地管理グループ)

公告第百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条で準用する同法第五十四条第三項の規定により、佐藤正雄ほか二十六人から平成二十年三月十九日共同して行っている袖原地区の区画整理事業に係る袖原換地区の換地処分をした旨届出があった。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村整備領域農地管理グループ)

公告第百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条で準用する同法第五十四条

第三項の規定により、佐藤正雄ほか二十六人から平成二十年三月十九日共同して行っている袖原地区の区画整理事業に係る丸森換地区の換地処分をした旨届出があった。
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平
(農村整備領域農地管理グループ)

公告第百六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条で準用する同法第五十四条第三項の規定により、佐藤正雄ほか二十六人から平成二十年三月十九日共同して行っている袖原地区の区画整理事業に係る馬喰前換地区の換地処分をした旨届出があった。
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平
(農村整備領域農地管理グループ)

公告第百六十二号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十六条第二項の規定により、次のとおり建築士事務所の閉鎖を命じた。
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 監督処分をした年月日 平成二十年三月二十四日
- 二 監督処分を受けた建築士事務所(以下「事務所」という。)名称及び所在地 有限会社商業施設マネジメント 福島県郡山市八山田三丁目百十五番地
- 三 事務所の開設者の名称及び代表者の氏名 有限会社商業施設マネジメント 福山貴司
- 四 事務所の別 一級建築士事務所
- 五 事務所の登録番号 福島県知事登録第一二(六〇五)〇六二二号
- 六 監督処分の内容 事務所の閉鎖(平成二十年五月一日から同年六月三十日まで)
- 七 監督処分の原因となった事実 建築士事務所を管理する建築士が建築士法第十条第一項の規定による処分を受けた。
(建築領域建築指導グループ)

福島県企業局

福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程を廃止する規程をここに公布する。
平成20年 3月28日

福島県知事 佐藤雄平

福島県企業局管理規程第2号

福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程を廃止する規程
福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程(平成9年福島県企業局管理規程第5号)は、廃止する。
附 則
この規程は、平成20年4月1日から施行する。
(経営管理グループ)

正 誤

ページ	段	行
		正
		誤

○平成十五年三月二十八日付け定例第千四百五十一号中

一〇九	上	九
喜多方市関柴町上高領字割田一七〇四番一地从先から会津若松市高野町大字中沼字沼木三一七番一地从先まで	喜多方市関柴町上高領字割田一七〇四番一地从先から会津若松市高野町大字中沼字沼木三一七番一地从先まで	前更変 A 九・四〇〇 五五・七 一一、四七〇・〇
後更変 B 一一一・〇〇 一四三・二二	後更変 A 九・四〇〇 五五・七 一一、四七〇・〇	後更変 四、一一〇・〇

